

●老人クラブ運営費補助金

【補助対象となる活動】

単位老人クラブ運営のための活動（社会奉仕活動、教養講座開、健康増進事業など）

【補助対象となる経費】

上記の活動を実施するために必要となる賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費など

●老人クラブ活動強化推進事業補助金

【補助対象となる活動】

単位老人クラブが行う下記①～④の活動

①共生型助け合い活動

- ・ 体験交流（伝承活動、昔あそび、保育所や学校行事への参加など）
- ・ 相談対応等（子育ての相談対応、子育て講座への参加など）
- ・ 見守り（独居高齢者等への声かけ、安否確認、悩み相談など）
- ・ 友愛訪問（施設入所者等への訪問、施設行事への参加など）
- ・ 高齢者、子育て世代、障がい者等の支え合い活動
（移動支援、買い物支援、ゴミ出し、家事代行など）

②会員加入促進活動

- ・ 新規会員獲得に向けた広報、体験参加事業など

③地域活動の再開

- ・ 感染症拡大防止に関する備品購入
- ・ ウィズコロナに対応した在宅やオンラインによる活動

④健康体操などの実施・普及促進活動

- ・ ラジオ体操、いきいき百歳体操、スポーツ活動など

【補助対象となる経費】

上記の活動を実施するために必要となる賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費など

<補助の対象外となる経費>

- ・ 単なる娯楽事業（旅行や忘年会など）に係る旅費、飲食費
- ・ 物故会員法要、表彰慶弔事業に要する経費
- ・ 会員本人（個人）負担とすることが適当であるもの
- ・ その他、社会通念上、対象経費としてふさわしくないと考えられるもの